

第7章 計画の着実な達成のために

本計画は、本市の高齢者が尊厳を保持し、生きがいをもって暮らし、その有する能力に応じて自立した生活ができるような長寿であることを喜べるまちとするための計画であることから、市民、家庭、地域、介護保険事業者、医療機関などが一体となって推進することが必要です。

この計画を着実に推進していくために、その実施状況の把握・点検・評価を踏まえて、施策を実施してまいります。

1 社会福祉審議会福祉専門分科会

市民、医療や福祉の関係者による社会福祉審議会福祉専門分科会において、以下の視点に基づいて本計画の策定及び進行管理を行ってまいります。

(1) 市民からの視点

サービスの周知度、サービス利用の感想、意見、提言など。

(2) 行政からの視点

数値目標に対しての達成度、地域支援事業のうち介護予防事業についての施策評価、介護保険サービス利用状況、介護保険事業会計の動向など。

(3) 事業者からの視点

事業者連絡会の状況、地域との連携状況など。

2 介護保険運営協議会

市民、医療や福祉の関係者による介護保険運営協議会において、地域密着型サービスの指定や地域包括支援センターの設置・運営など、介護保険に関する事項の審議を行ってまいります。